

入札説明書（野村育成園移転新築に伴う外構・解体工事）

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の工事は、入札を紙入札方式で行う工事である。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の1に掲げるとおり

2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の8（1）アに掲げるとおり、別添入札公告の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、7（11）イに掲げるとおり当該入札に参加できないこととする。

3 落札者の決定の方法

別添入札公告の6に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会（愛媛県西予市野村町野村12号446番地。以下同じ。）において入札結果を掲示する。

4 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別添配布又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

5 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。

6 入札等に関する事項

7（1）に掲げる書類は、別添入札公告の3（3）アに掲げる日時に、持参により社会福祉法人西予市野城総合福祉協会へ提出すること。

また、7（7）のア及びイに掲げる書類は、別添入札公告の5（1）に掲げる日時に、持参により社会福祉法人西予市野城総合福祉協会へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書きし、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し提出すること。ただし、別添入札公告の3（5）に掲げる事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

7 その他必要な事項

（1）事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格審査申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

ウ 施工実績を証明する資料

① 施工実績（共同企業体受注の場合は出資比率が20%以上のものに限る。以下同じ。）を証する書類については、（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写しとする。

② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

（2）設計業務等の受託者等の入札参加制限

別添入札公告の2（7）に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 別添入札公告の2（7）に掲げる設計業務等の受託者

イ 次の①又は②に該当する者（別添入札公告の2（7）における「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」）

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(3) 配置予定監理技術者（主任技術者）

配置予定監理技術者（主任技術者）は、入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。

(4) 現場説明会

実施しない。

(5) 設計書等の配布及び閲覧

ア 設計書等の配布を希望する者は、令和6年7月1日（月）から令和6年7月12日（金）の受付時間中（月曜から金曜の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までをいう。）に、新企画設計株式会社に直接申込み（事前に電話にて予約のこと）を行い、設計図書借入申込書を提出のこと。

イ 設計書等の貸出は、別添入札公告の4（1）に掲げる期間に、新企画設計株式会社で実施する。

(6) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、質問事項を記載した書面を郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので、期限の最終日の午後5時までには到着したものに限り。）又はFAXにより、別添入札公告の4（4）に掲げる期間内に、指定する場所へ提出すること。

イ 入札説明書についての質問に対する回答は、郵送又はFAXにより質問者に回答するとともに、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会において掲示する。

(7) 入札方法

ア 入札書の様式は様式1のとおりとする。

イ 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の様式は、様式2のとおりとする。

ウ 委任状については、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式3の内容を具備した自社様式でも可とする。

エ この工事は、最低制限価格を設けており、下回った入札をした者は失格とする。

(8) 契約保証金

別添入札公告の8（1）イに掲げるとおりである。

(9) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書は、落札者が作成のうえ供する。

(10) 支払条件

ア 前金払は、請負代金額の100分の30に相当する額以内の額とする。

イ 部分払は出来高に応じて2回を限度として請求できることとする。また、請負代金額の残額については、建物の引渡しを受けた日の翌月25日に支払う。なお、詳細は落札業者と協議する。

(11) その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、当該業者が別添入札公告の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり一般競争入札方式により実施するので、別添入札公告の2に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。

エ 別添入札公告及び入札説明書に記載のないその他の事項については、西予市発注工事の入札制度に準じて取り扱う。